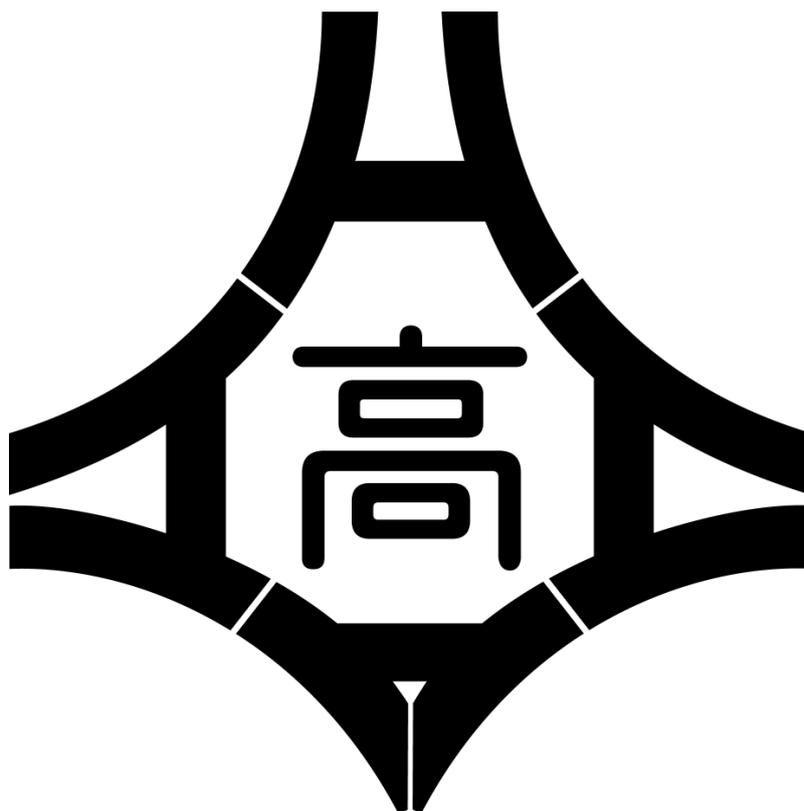


ねんど  
2024年度

ほっ かい どう こう とう ろう がっ こう  
北海道高等聾学校

せい と ところ え  
生徒心得



ほっかいどうこうとうろうがっこう  
北海道高等聾学校

せいとしどうぶ せいとかい  
生徒指導部・生徒会

# 生徒心得（生徒用） 令和6年4月配布版

わたたくし達は、北海道高等聾学校の生徒として、明るく楽しい学校生活をおくるため、次のことを守り努力します。

## 1. 登校、下校、早退、欠課、欠席について

- ① 登校は、午前8時30分までにする。
- ② 下校は、午後4時50分までにする。（放課後の活動が無ければ午後3時25分下校）  
部活動、係活動、高聾祭、スポーツ大会などは別に定める。これら以外の活動で寄宿舎生が午後4時50分以降も学校に残る場合は、学校の先生を通じて寄宿舎に時間と理由を伝え、夕食前に下校完了する。通学生は先生の指示に従うこと。
- ③ 早退する時は、学級担任の許可を得ること。
- ④ 欠課する時は、学級担任および教科担任へ申し出ること。
- ⑤ 欠席する時は、学級担任に届けること。

## 2. 礼儀作法について

- ① いつも礼儀作法に心がけ、正しいことば遣いに努める。
- ② 公共物を大切に使う。
- ③ 服装規定を守る。（以下の枠に囲われた部分に概要を示す。）

○本校指定のブレザー（男女）、スラックス・ネクタイ（男子）、スカート・蝶タイ（女子）、校章、白系のワイシャツ（市販のもので可、ポロシャツでも可）を制服の標準とする。但し、性の多様化に合わせ、女子が男子の制服、男子が女子の制服の着用を認めることがある。スラックスの裾はシングルとする。スカートの丈は膝頭から上下10cm程度とする。

○普段は制服を着用する。式典・校外学習・学校行事時は、学校指定のネクタイ、蝶タイを着用する。学校行事で外出する場合、就業体験等で自宅から通う場合は、制服着用を基本とする。

- ・体育や実習を理由に1日ジャージで過ごすことは認められない。但し、生徒会行事などの特別な場合は先生から別に指示がある。
- ・クリーニングに出すなど、制服を着用できない時は、略装許可願いを提出する。略装は指定ジャージとする。指定以外のジャージや私服は認めない。
- ・制服（ブレザー）の中に着用する衣類で、フード付きのパーカーは認められない。
- ・ブレザーの代わりに他の衣類を着用することは認められない。但し、教室内でのみブレザーの代わりにカーディガンを着用することができる。

○夏服期間は6月15日から9月14日までを基本とし、ブレザーを着なくても良い。

○休日の服装は、高校生らしい服装をすること。

- ④ 頭髪は、清潔にして人に悪い感じを与えないようにする。

ピアス・マニキュア・髪染め・パーマ・エクステ・派手なアクセサリー類は禁止する。

3. 校内の生活について
- ① 財布や時計等の貴重品は、机の中やカバンの中に入れてないで、身につけること。  
金銭は、できるだけ持ち歩かない。貴重品・高価な物は、自己責任で管理すること。
  - ② 所持品を紛失したときは、担任・生徒指導部または寄宿舎生活指導部の先生に届出ること。
  - ③ 校舎内外の美化・清掃に気をつける。
  - ④ 各教室の火気、電気、機械器具、薬品等を勝手に使用しないこと。
  - ⑤ 校地内外の器物・建造物を大切にすること。  
万一誤って破損した場合には、担任の指示を受けること。
  - ⑥ 携帯電話・スマートフォン使用の注意について（基本的には校内持ち込み可）
    - ・授業中、会議中、食事中、歩行中は使用しないこと。
    - ・自分や他人の個人情報・画像をSNS等にのせないこと。
  - ⑦ 周囲の人との人間関係を良好に保つことを心がけること。

4. 校外生活について

- ① 外出時には、身分証明書を携帯すること。
- ② 外出時間は、午後8時までとする。  
但し、寄宿舎生については、寄宿舎心得に従うこと。
- ③ 高校生の出入りが禁止されている場所、ふさわしくない場所への出入りは禁止する。
- ④ 法律に違反するような行為をしない。
- ⑤ 乗り物（汽車、電車、バス、地下鉄）を利用するときは、他人に迷惑をかけないこと。
- ⑥ 公共物を大切にすること。

5. その他

- ① 諸届・願書は、所定の様式により学級担任を通じて学校長に提出すること。
  - ・本籍、現住所、保護者の氏名が変更したとき
  - ・忌引や一週間以上欠席したとき
  - ・休学、退学、復学、アルバイト、現場実習、略装したとき
  - ・自動車学校に通うとき
  - ・校外での活動に参加するとき
- ② 各種証明書の申請は、学級担任を通じて学校長に申し込むこと。
  - ・在学証明書、成績証明書、身分証明書、卒業証明書などを発行してほしいとき。
- ③ 学校の規則に違反した場合や先生方の指導にしたがわなかった場合は、懲戒処分という罰則が与えられる。懲戒は、退学・停学・訓告の3つがある。
- ④ アルバイトは、次の条件を守ること。
  - (1) 必ず保護者のもとから通い、午後8時までに帰宅する。
  - (2) アルコールを扱う飲食店など、高校生にふさわしくないものは禁止する。
  - (3) 必ず事前に「アルバイト届け」を提出する。
- ⑤ 自動車学校は、卒業後の進路が決定している者が許可証を提出できる。詳しくは生徒指導部自動車学校担当教員に必ず事前に確認すること。  
寄宿舎から自動車学校に通う場合は、寄宿舎の規則に従うこと。